令和４年度予算 編成方針

令和３年 10 月

市 川 市 長

目　　次

１．中期財政見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **1**

（１）国の財政見通しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（２）本市の中期財政見通しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．令和４年度における財政運営の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・ **3**

３．予算編成方針 ・・・ **5**

（１）基本的事項 ・・ 5

（２）具体的事項 ・・・ 6

１.中期財政見通し

中期財政見通し（令和４年度～６年度）

単位：億円

区　分		３年度 当 初	４年度 推 計	５年度 推 計	６年度 推 計	計 (4年度～6年度)
歳入	市税	824.5	**858.0**	**867.5**	**863.3**	2,588.8
	地方消費税交付金	97.5	**99.6**	**101.6**	**103.5**	304.7
	地方特例交付金	6.6	**4.9**	**4.7**	**4.5**	14.1
	使用料･手数料	43.4	**42.9**	**43.2**	**43.3**	129.4
	国庫支出金	310.1	**308.6**	**315.6**	**323.5**	947.7
	県支出金	118.0	**124.6**	**125.4**	**129.5**	379.5
	市債	76.7	**83.4**	**81.8**	**68.8**	234.0
	その他	121.2	**102.2**	**117.9**	**103.1**	323.2
	歳入合計(Ａ)	1,598.0	**1,624.2**	**1,657.7**	**1,639.5**	4,921.4
歳出	人件費	315.0	**311.0**	**289.0**	**308.7**	908.7
	扶助費	526.2	**550.6**	**569.0**	**586.2**	1,705.8
	公債費	76.7	**78.4**	**85.7**	**91.7**	255.8
	物件費	308.6	**327.5**	**331.5**	**333.6**	992.6
	繰出金	120.7	**133.0**	**140.2**	**145.3**	418.5
	普通建設事業費	135.6	**167.8**	**170.2**	**147.3**	485.3
	その他	115.2	**120.8**	**118.8**	**115.2**	354.8
	歳出合計(Ｂ)	1,598.0	**1,689.1**	**1,704.4**	**1,728.0**	5,121.5
財源不足額(Ａ)－(Ｂ)		0.0	**▲ 64.9**	**▲ 46.7**	**▲ 88.5**	▲ 200.1

注１：中核市に関連する経費については、反映していない。

注２：４年度以降の推計は要求ベースであり、財源不足額については、予算編成において調整する。

（１）国の経済見通しについて

内閣府が７月に発表した年央試算では、我が国の経済成長率は、今年度+3.7%、来年度+2.2%となると予測している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでにない深刻な打撃を受けながらも、感染症への対応や累次の経済政策、さらには着実にワクチン接種を進めていることなどにより、経済活動の正常化が期待されていることによる。

今後は、感染状況に応じた対策を臨機応変に講じていくとともに、経済的な影響にも注意を払い、個人消費やその支えとなる雇用情勢、企業収益などの社会基盤を回復・確立するなど、国民の命と暮らしを守る経済対策を機動的かつ効果的に取り組んでいくこととしている。

また、カーボンニュートラルやデジタル化などの新たな取組や、活力ある地方創生、少子化対策などといった長年の課題に対して重点的な投資を行い、政策を実現するといった態度を示しており、特にデジタル化に関して言えば、本年 ９ 月 １ 日にデジタル庁が発足し、官民連携によるデジタル・ガバメントの実現に向けた動きが活発化していくことが見込まれている。

そこで本市においては、こうした国の動向を常に注視し、未来に向けた変化に対応していく必要がある。

（2）本市の中期財政見通しについて

本市歳入の根幹である市税収入については、感染症対策や経済対策の効果などにより、回復が見込まれている。

しかしながら、保育園の運営費や障がい者支援、生活保護などの経常的な扶助費の増に加えて、老朽化する施設や道路の改修などのインフラ整備のほか、高齢化の進展による医療・介護費用の増加、さらには、デジタル化への対応、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組など、様々な課題が山積しており、歳出についても増加していくことが見込まれる。

その結果、歳入から歳出を差引いた、令和４年度の財源不足額は、▲64 億 9,000 万円となっており、こうした歳出超過の状況は、令和 ５ 年度以降も続くことが見込まれることから、中長期的には歳入に見合った歳出となるような財政構造の抜本的な見直しを行うとともに、各年度においては、必要なサービスを提供するための経費を計上しつつ、歳入・歳出のギャップを解消するための創意工夫が必要となる。

そこで、令和４年度については、以下に示す方針に従い予算編成を行うこととする。

２.令和４年度における財政運営の基本的な考え方

本市では、これまで新型コロナウイルス感染症への対応を図りつつも、既存の市民サービスが低下することのないよう、財源の確保や活用、予算執行段階における見直しなど、歳入・歳出の両面から、コロナ禍における財政運営を支えるための取組を行ってきた。

その結果、令和 2 年度決算における各種財政指標は概ね良好な数値となり、とりわけ歳入の根幹である市税収入は、コロナ禍にあっても県内 1 位の収納率を維持し 8 年連続の増収となるなど、安定した財政運営を堅持することができたことは、大きな成果である。

今後については感染症の再拡大による経済低迷のリスクもあり、財政を取巻く環境は不透明であるため、本市の財政運営の基本である堅実性や予見可能性を念頭に置いた予算編成、並びに予算執行を続けていく必要があると認識している。

しかしながらその一方で、コロナ禍で制限されてきた市民生活を再び活性化させるため、これまで築いてきた本市の強固な財政基盤を生かし、「感染対策」と「日常生活を取り戻すための取組」の両立に向けた施策を推進していく必要があり、そのためには、新型コロナウイルス感染症が引き起こしたパラダイムシフトによる「新たな日常」が市民生活に定着していくことを見据え、令和４年度は、次に示すように様々な変化に対応していくことが重要となる。

（１）感染症対策と地域活力の回復

市庁舎をはじめとした公共施設等について、コロナ禍での経験を生かした感染症対策を施すことにより、安心して行政手続や地域活動が行える体制を整えるとともに、年々激甚化する自然災害や新たな感染症の蔓延など、市民生活に大きな影響を与えるリスクに耐えうる強靭な社会・都市環境を形成すること。

また、市内経済や、文化・芸術、スポーツ活動等、市民生活全般において、感染症の影響を受けたことから、新しい生活様式を踏まえた必要なサービスを安定的・持続的に提供し市民生活を守るとともに、地域経済の下支えと回復についての支援をしていくことで、地域の活力を取り戻し活性化していくこと。

（２）デジタル・ガバメントの確立に向けた取組

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、デジタル化・オンライン化の遅れが表面化したことなどから、デジタル・ガバメントの構築を最優先課題として位置づけ、その取組を加速するとの見解を示している。

そこで、本市が既に取り組んでいるワンストップサービスのほか、ＤＸの取組をさらに進め、ハード・ソフト両面においてデジタルテクノロジーを活用するなど、引続き行政の効率化と新たな価値の創造により、住民福祉の向上に努めること。

（３）歳入の確保

近年増加傾向にあった市税収入は、感染症の拡大により減少に転じたが、こうした中にあっても、収納率については千葉県内首位を維持し続けている。

今後も市民サービスを維持・向上させていくためには、「歳入あっての歳出」との認識に立ち、引続き全会計の歳入について、収納率の向上と収入未済額の解消に向けた対策を講じることはもちろんのこと、新たに活用が可能な財源を発掘するなど、歳入の確保に努めること。

以上のとおり、コロナ禍を踏まえたニューノーマル時代を前提とした各種の取組を進めていくことが必要となるが、その一方で、継続的に強固で安定した財政構造を確立していくためには、これまで以上に効率的な予算配分に努めなければならない。

そのためには、改めて事業の必要性を再確認し、不急の事業については休廃止を検討するほか、実施が必要な事業についても、費用対効果を念頭に置いた事業内容、及び手法の見直しを行うとともに、創意工夫により経費の縮減を行っていく必要がある。

これらを踏まえ、令和 ４ 年度についても全職員が、本市の予算編成における基本方針である「レビュー・フロム・ワン※」の視点を持ち、現在の社会経済状況において真に必要な事業を見極め、適正な予算の編成・執行に努めることにより、健全かつ持続可能な財政運営に取り組むこととする。

※ レビュー・フロム・ワン **《Review From One》**

継続して予算措置されている事業についても、今一度立ち止まり、真に必要な事業であるか検証を行った上で、予算要求を行うこと。

３.予算編成方針

（１）基本的事項

令和４年度の予算編成は、新年度早々に市長の第 1 期目の任期満了を迎えることから、例年とは異なり経常的経費を中心とした「骨格予算」で編成する。

① 骨格予算の考え方

原則として、経常的経費（人件費、公債費、既存の扶助費、施設維持管理費、修繕費等）や既存の継続費、債務負担行為、長期継続契約に伴う予算、継続して実施している政策経費、また、毎年順次行っているインフラ整備のほか、災害対策経費や、法定の義務付けがあるもの及び緊急性が高く当初から予算化しないと市民生活に大きな影響を及ぼすものなどについても骨格予算とする。

その上で経常的な経費といえども必要性を再確認するなど、レビュー・フロム・ワンの視点に基づき要求を行うこととする。

② 新規・拡大事業の取り扱い

新規事業や既存事業の制度拡大分など、政策的な判断を要する経費については、当初予算での計上を見送り、市長選挙後の補正予算で「肉付け予算」として改めて編成し、最終的に、これらの予算を合わせて令和４年度予算として執行する。

③ 予算要求について

当初予算としての編成は骨格部分のみとなるが、必要性・優先度などについて、市民ニーズを的確に把握して適正な予算を編成するとともに、年度を通した事業規模を捕捉し、肉付け予算の財源を確保する必要がある。

そこで、要求にあたっては、別に定める「令和 4 年度予算見積要領」の要求区分に従い、部局内で内容を十分精査したうえ、現時点における新規・拡大事業を含む、令和４年度中に実施を予定しているすべての事業について通年ベースで要求すること。

④ 予算編成上の留意点

令和４年度の予算編成は、骨格予算の趣旨を踏まえつつ、「令和 4 年度における財政運営の基本的な考え方」に示したとおり、「感染対策」と「日常生活を取り戻すための取組」を両輪とした施策の展開が重要となるが、それは単に過去の日常に戻ることを意味するのではなく、すべての市民が安心・安全な「新たな日常生活」を享受することができるよう、将来を見据え新たな価値を付加した事業としていく必要がある。

今回の当初予算では既存事業を中心とした骨格部分について、上記の点を十分留意しつつ、次に示す具体的事項に従い、編成を行うこととする。

（２）具体的事項

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染状況や、感染症が市民生活及び市内経済に与える影響、国の動向などを注視し、新年度予算に盛り込むべき対策を検討するとともに、新しい生活様式への対応を進めること。

② 継続的に進める必要がある主な施策

骨格予算による編成においても、「令和 4 年度予算の主な施策」で示されている、将来の課題に向けて継続的に取り組む必要がある施策については、当該方針に定められた内容に基づき要求を行うこと。

③ 決算分析とシーリングの厳守

各事業においては、適正な予算要求となるよう、過去の決算額の推移や直近の傾向、将来の変動要因等を踏まえ、客観的なデータ分析によるエビデンスに基づき、「実績」・「実態」・「社会経済状況」に見合った予算見積を行うこと。

また、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況にあるが、予算要求にあたり、特定の経費を除き、前年度予算額を上限としたゼロシーリングを実施するので、これを厳守すること。

なお、予算査定については、ゼロベースからの一件審査方式により行うこととするが、要求にあたっては、財政部の予算査定を前提とせず、必ず部内で調整を行うこと。

④ 多角的な情報収集・分析と予算への反映

歳入・歳出予算の両面において、国及び県の令和４年度予算編成における新型コロナウイルス感染症対策の状況や、地方財政対策、制度改正、また、社会経済状況や将来の見通しなど、多角的な情報の収集を徹底するとともに、情報を整理し、各施策や事業に反映させること。

⑤ 既存事業の見直し

通常の既存事業の見直しはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・未執行となった事業について、事業見直しの契機と捉え、休廃止の検討を行うとともに、事業を継続する場合には、生活様式の変化を反映した事業となるよう、事業内容や手法などの見直しを図ること。

⑥ デジタル化の推進による業務の効率化

スマート自治体への転換による業務の効率化と人材の有効活用を図るため、ＡＩやＲＰＡ、クラウドの利用について検討するなど、ＤＸの推進に資する取組を行うこと。なお、効果が見込まれる業務については、関係課と協議の上、実装に向けた調整に着手し、必要な経費を要求すること。

⑦ 会計年度任用職員の適正化

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員数、任用期間及び任用形態を再検証し、適正な人員配置とすること。

⑧ 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、経営改善の徹底、料金の適正化に努め、自立した健全経営の確立を図ること。

また、一般会計からの繰入金等については、総務省が定める繰出基準を原則とした予算要求とすること。